

# 岡山大学農学部学生会規約

## 第1章 総則

### (設置)

第1条 岡山大学農学部同窓会に、学内支部として農学部学生会（以下「本会」という。）を置く。

### (目的)

第2条 本会は、学生自治の精神にのっとり学生の生活の向上及びその充実、学生相互の親睦を図り、平和で民主的な学生生活を築くことを目的とする。

### (構成員)

第3条 本会は、岡山大学農学部に在籍する学生（以下「本会構成員」という。）で構成する。

## 第2章 組織及び事業

### (組織及び事業)

第4条 本会に、代議委員会及び監査委員を置く。

### (代議委員会)

第5条 代議委員会は、学生大会における決議事項に従い、第2条の目的を達成するため、下記の局で構成する組織を設け、それぞれ次に掲げる事業を行う。

一 書記局 本会の議事録管理及び事務的総括に関すること。

二 会計局 本会の予算及び決算の事務的総括に関すること。

三 情報宣伝局 本会の行事の宣伝及び報告の事務的総括に関すること。

四 教育改善局 履修相談会への参加、本会が発行する研究室紹介パンフレットに関するこ  
と。

五 専門部局 農学部の収穫祭、体育祭、新入生歓迎行事、その他の行事に関するこ  
と。

2 収穫祭、体育祭、新入生歓迎行事などの実施に当たっては、それぞれ実行委員会を設け  
る。

3 第2条の目的を達成するために必要があるときは、専門部局に専門部を追加するこ  
ができる。

第6条 代議委員会は、自薦又は他薦のあった3年生以下の本会構成員から、総会で承認さ  
れた代議委員をもって構成する。

2 代議委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の  
任期は、前任者の残任期間とする。

3 代議委員は、本会構成員の2分の1の署名によりリコールされる。

4 代議委員は、第5条第1項各号に掲げる事業に従事する。

第7条 代議委員会に、代議委員の互選により選出された委員長を1人、副委員長を2人置  
く。

2 委員長は、代議委員会を掌理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第8条 代議委員会は、原則として月1回定例に開催する。ただし、必要があるときは、臨  
時に開催することができる。

2 代議委員の3分の1以上の要求がある場合又は本会構成員の10分の1以上の要求があ  
る場合は、臨時に開催するものとする。

第9条 代議委員会は、代議委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き議決するこ  
とができない。

2 議事は、出席した代議委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。  
(監査委員)

第10条 監査委員は、本会の経費を監査する。

- 監査委員は、自薦又は他薦のあった本会構成員から選出するものとし、学生大会にて承認を得るものとする。
- 監査の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第3章 会議

(学生大会)

- 本会に学生大会を置く。
- 学生大会は、次に掲げる事項を決議する。

- 本会の規約の改正に関すること
- 本会の活動方針（案）に関すること
- 本会の経費に関すること
- その他学生生活の全般に関すること

- 代議委員会委員長は、学生大会を主宰する。

- 学生大会は、毎年1回年度初めに開催する。ただし、代議委員会が開催の必要を認めた場合又は本会構成員の4分の1以上の署名がある場合は、臨時に開催することができる。

- 学生大会は、本会構成員の出席がなければ開くことができない。

- 議長は大会開催前に、自薦又は他薦のあった本会構成員から選出するものとする。

- 議事は、出席した本会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

### 第4章 会計

(経費)

- 本会の経費は、本会構成員が納入した農学部同窓会費をもってこれに充てる。  
(会費)

- 本会の会費は、農学部同窓会費（10,000円）として、入学時に納入するものとする。

- 会費は、入学時に納入するものとする。

(会計年度)

- 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計報告)

- 代議委員会は、会計年度終了後速やかに、監査委員に経費の監査を受けなければならない。

- 代議委員会は学生大会および農学部同窓会総会に、予算及び決算を報告し承認を得なければならない。

### 第5章 規約の改正

(規約の改正)

- 規約の改正は、本会構成員の4分の1以上又は代議委員会の発議により、学生大会の議を経て行う。

### 付則

この規約は、平成30年5月22日より施行する。